中国「木構造設計規範」国家標準向け軸組構法提案の検討・協議について

(一般社団法人) 日本木材輸出振興協会

1. 「日中専門家会議」への出席

中国の「木構造設計規範」国家標準における日本産木材の利用についての記載及び木造軸組技術に関する提言の盛り込みを目指し、官民一体で取り組んだ結果、日本産スギ、ヒノキ、カラマツにそれぞれ強度等級区分 TC11B、TC13A、TC13A を付与し、中国「木構造設計規範」改定案の「針葉樹木材適用強度等級」に明記すること、軸組構法に関する規定の盛り込みを前向きに検討することについて平成 23 年 12 月 12 日までに、中国「木構造設計規範」国家標準改定委員会(以下、「改定委員会」と略称する)と合意しました。

この合意を踏まえ、さらに中国の「木構造設計規範」国家標準における木造軸組技術に関する規定の確立を実現するため、ジェトロの農林水産物・食品団体向け輸出サポート事業の支援を受けて、本協会の提案の下で改定委員会と「中国「木構造設計規範」国家標準向け軸組構法提案に関する「日中専門家会議」を平成24年10月9日に四川省成都市内で開催しました。中国側の龍衛国中国木材・複合材構造専門委員会主任、楊学兵中国「木構造設計規範」国家標準管理委員会主任、王永維改定委員会責任者、日本側の神谷文夫ジェトロ派遣専門家、長尾博文同、上本真紀子ジェトロ上海事務所市場開発部長、趙川本協会業務課長は、同会議に出席し、日本側提言について交渉・協議を行いました。また、翌日、軸組構法提案に寄与する現地関連調査も実施しました。なお、前述の交渉・協議をより効果的にするために、日本の関係企業もオーブザーバーとして同行しました。





中国「木構造設計規範」国家標準向け軸組構法提案に関する日中専門家会議





現地関連調査(左:軸組住宅 右:現場での質疑)

2. 協議内容

標記会議において、日本側は、中国「木構造設計規範」国家標準向け軸組構法の提案の基本方針(①中国の現行規範における枠組壁工法に関する規定をベースとすること、②共通とすべき規定はそのまま使用すること、③表などで、値が異なるものは軸組に合わせた表とすること、④日本の基準に照らして不足部分は追加すること。)及び主な構成内容とその考え方を説明しました。

日本側の提言について検討、協議の結果、以下の事項について合意しました。

- (1) 「軸組構造」をひとつの節として現行規範の第7章「角材原木構造」に加え、軸組構法に関する日本の提案をベースに盛り組むこと
- (2) 軸組構法に関する規定の重要なポイントである接合部の計算については、計算方法及び Z マーク接合金物に関する規定を現行規範の第 6 章 「木構造接合計算」に盛り組むこと
- (3) 軸組構法に関する基本規定以外の必要な事項(特殊な金物や耐震装置の 試験方法、評価方法を含む)を付録として加えること
- (4) 軸組構法に関する規定は、日本側による「一般規定→水平構面→耐力壁の設計→混合構造→構造要求→その他追加すべき事項」という構成の提案をベースに、現行規範の構成、他の構造や規定との整合性を考えた上で協議し、決めること

3. 今後のスケジュール

改定委員会は、今後のスケジュールについて次のように予定しています。

- ・ 平成24年11月末~12月初旬 本協会から改定委員会への「軸組構法に 関する日本提案」の提出
- 平成24年12月末~平成25年1月末 改定委員会第4回会議の開催及び 日本提案を含め改定案の検討
- ・ 平成25年3月末 改定委員会から建設部への改定審査申請案の提出